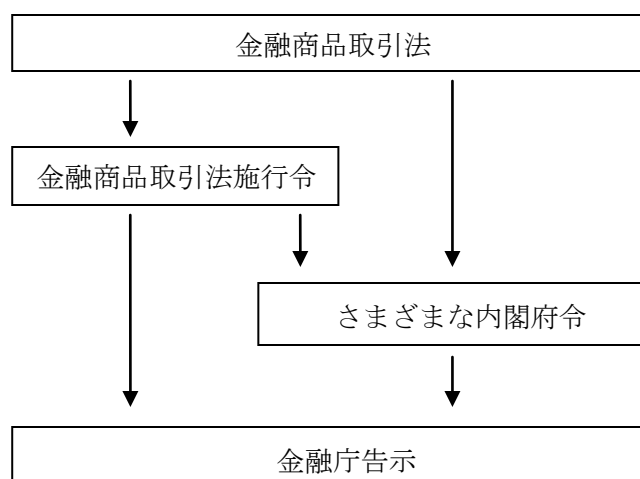


金融商品取引法 ◆

金融商品取引法は、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、これによって、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする法律である。

金融商品取引法は大部な法律であるが、多くの事項を政令や内閣府令に委任しており、政令として金融商品取引法施行令が定められているほか、内閣府令としては金融商品取引業等に関する内閣府令、金融商品取引業協会に関する内閣府令、金融商品取引所等に関する内閣府令、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令、金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令、証券金融会社に関する内閣府令、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令、証券取引清算機関等に関する内閣府令、金融商品取引法第6章の2の規定による課徴金に関する内閣府令、企業内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令、金融商品取引業者営業保証金規則、投資者保護基金に関する命令などが定められる。さらに、これらの政令または内閣府令の委任に基づき、さまざまな金融庁告示が出されている。



金融商品取引法は、第1に、企業内容等の開示について定めるほか、株券等の大量保有の状況に関する開示についても定めている。第2に、公開買付けについてその手続きと公開買付けに関する開示を定めている。第3に、金融商品取引業者の登録及び認可について定めるとともに、その業務、弊害防止措置等、経理、監督、外国業者に関する特例、適格機関投資家等特例業務に関する特例及び外務員についても定めている（[最判平成17年7月14日](#)）。また、金融商品仲介業者の登録、業務、経理、監督についても同様に定めている。第4に、認可金融商品取引業協会の設立及び業務、協会、管理、監督について定めるほか、公益法人金融商品取引業協会の認定及び業務ならびに監督について定めている。第5に投資者保護基金について定めが置かれている（[最判平成18年7月13日](#)）。第6に、金融商品取引所に関連して、金融商品会員制法人及び自主規制法人ならびに取引所金融商品市場を開設する株式会社に関する規定や取引所金融商品市場における有価証券の売買等、金融商品取引所の解散等に関する定めが置かれている。また、外国金融商品取引所についても規定が設けられている。第7に、金融商品取引清算機関等や証券金融会社について規定が設けられている。第8に、不公正取引を禁止するという観点から、内部者取引や相場操縦の禁止を含む有価証券の取引等に関する規制に関する規定が設けられている（[最判平成19年7月12日](#)）。第9に、課徴金や罰則、さらに、犯則事件の調査等に関する規定が設けられている。